

# 令和7年第19回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第4号から議案第7号）を除く

令和7年第19回教育委員会会議

1 日 時 令和7年12月19日（金）13時30分～15時10分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	田 中	あ い
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長兼労務担当部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
サービス・人事制度担当係長	渡 辺	敏 広
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	牛 嶋	和 成
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第2号 札幌市立小学校等の通学区域の設定について

議案第3号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案について

議案第4号 札幌市図書館協議会委員の委嘱又は任命について

議案第5号 令和8年度札幌市奨学生(予約採用者)の選定について

議案第6号 審査請求に係る却下決定について

議案第7号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和7年第19回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と中野倫仁委員をお願いいたします。

なお、朝倉由紀子委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第4号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第5号は奨学生の選定に関する事項、議案第6号は審査請求に関する事項、議案第7号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第4号から第7号は公開しないことといたします。

### ◎議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 それでは、議事に入ります。「議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について」事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 中央図書館長の前田でございます。議案第1号の札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案につきましてご説明いたします。

札幌市の図書館の運営等につきましては、札幌市図書館条例施行規則において定めておりますが、このたび、図書館利用サービスの向上につながる取扱いといたしたく改正するものでございます。

別添資料をご覧ください。

まず1点目は、札幌市ICカード乗車券であるSAPICA（サピカ）など、敬老パス、福祉乗車証を用いて、個人貸出しを受ける旨の申し出を行った利用者が、引き続き、従来の貸出券を利用できるようにするものです。

これまで、ICカードを提示することで図書館資料の貸出しを受ける旨の申し出を行った場合は、交付済みの従来の貸出券を利用できない取扱いとしてきたところですが。

しかしながら、ICカードにより貸出しを受ける旨の申し出を行った場合におきましても、従来の貸出券を併せて利用できる方が便利であることから、引き続き、従来の貸出券についても利用できることとするものです。

次に2点目ですが、貸出券のバーコード情報をスマートフォン等の端末上に表示することで、貸出券の提示に代えることができるようにするものです。

これまで、個人貸出しを受ける利用者に対しまして、貸出券またはICカードの提示を求めていたところですが、近年では、多くの政令指定都市の図書館において、利用者を識別することのできるバーコード情報等をスマートフォン等に表示することで、従来の貸出券を持ち歩かなくても、図書館に所蔵する資料の貸出しを受けることができる仕組みを導入しております。

そこで、本市におきましても、年末年始に実施する図書館システムの更新時に、このサービスを導入するものです。

具体的には、利用者がスマートフォン等で、札幌市図書館蔵書検索・予約システムにログインすることで、貸出券のバーコード情報を端末上に表示できるようになり、図書館資料の貸出しや座席予約システムの操作等にお使いいただけます。

以上の取扱いの変更に伴い、札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する必要があるた

め、本議案を提出するものです。

改正の内容は、別添の新旧対照表をご覧ください。

施行規則第11条の2第2項及び第12条第2項について、従来の貸出券を引き続き使用できるよう改正いたします。

また、施行規則第12条第1項につきまして、バーコード等を表示することで貸出券の提示に代えることができるよう改正いたします。

なお、施行規則第12条第1項にあります利用者識別情報の具体的な内容につきましては、教育長が別に定めることとし、今後のバーコード以外の情報の追加に対応してまいります。

規則案の施行期日につきましては、更新後の図書館システムの使用開始予定が令和8年1月9日であることなどから、令和8年1月9日からの施行といたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○山根教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

**○山根教育長** それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。

## ◎議案第2号 札幌市立小学校等の通学区域の設定について

**○山根教育長** 続きまして、議案第2号「札幌市立小学校等の通学区域の設定について」です。本議案は全部で3本ございます。

はじめに、議案第2-1号について事務局から説明をお願いいたします。

**○学校支援担当部長** 学校支援担当部長の木戸でございます。私から、議案3件、第2-1号から第2-3号までについてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

3件の議案はいずれも通学区域の設定に関するもので、「札幌市教育委員会事務委任等規則」第2条において教育委員会の権限に属する事務とされております。またこれら3件は、いずれも本年度開催した「札幌市立小学校等通学区域審議会」に諮問し、同審議会から受けた答申を基に、教育委員会会議にてご審議、ご決定をいただくものでございます。

最初に、議案第2-1号の「藤の沢小学校と藤野南小学校の再編に伴う通学区域の設定について」ご説明いたします。

本議案は、学校規模適正化の取組によるものとなっており、その方針につきましては、本年5月12日開催の第9回教育委員会会議においてご審議いただいております。

取組の概要につきまして、まずは添付資料1ページの上段をご覧ください。藤の沢小学校が各学年1学級、全6学級の小規模校となっており、規模適正化のため、下段のとおり、両校の児童数や地域における学校の位置などから、藤野南小学校に再編する案を基に検討を進めてまいりました。

1枚おめくりいただき、2ページ、検討の経過となります。令和3年以降、関係者との協議を重ねつつ、住民説明会による周知を経て、令和5年2月、地域や保護者の代表者、学校長により構成される「藤野地区学校配置検討委員会」を設置いたしました。

協議の内容を地域へのポスティングにより周知し、意見も募りながら協議を進め、検討委員会としての考えをまとめた意見書を、令和7年4月22日、教育委員会に提出いただい

ております。同年5月には意見書の内容等を周知するための住民説明会を開催し、引き続き藤の沢小学校の保護者との協議調整を経て、今日に至っております。

続いて1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。こちらは、現在の藤の沢小学校及び藤野南小学校の通学区域をお示ししたものでございます。

おめくりいただき、4ページをご覧ください。こちらには、両校再編後の通学区域をお示ししております。

再編にあたりまして、両校の今後の児童数や教室数などを踏まえ、現校舎に一部増築を行うこととしております。

また、通学区域の右上の飛び出た部分については、通学距離2.1kmとなっており、札幌市の通学距離の基準である2kmを超えているため、その区域の児童は路線バスの利用による通学を想定しており、費用は教育委員会が全額助成いたします。なお、仮に今年度適用した場合、8名が対象となり、再編後もほぼ同程度の人数で推移する見込みでございます。

なお、再編校である藤野南小学校の通学区域につきましては、先ほど申し上げました「藤野地区学校配置検討委員会」から提出された意見書の内容を踏まえて設定したものととなっております。

最後に、議案本書にお戻りください。通学区域の設定の実施日につきましては、学校再編準備が整い、藤の沢小学校の廃止に係る札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行見込みである令和10年4月1日と考えております。

また、通学区域の設定に係る告示については、学校設置条例の一部を改正する条例の可決後、速やかに行いたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○山根教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

**○山根教育長** それでは、議案第2-1号については、提案どおり決定されました。

続きまして、議案第2-2号について事務局から説明をお願いいたします。

**○学校支援担当部長** 続きまして、議案第2-2号の「月寒小学校・あやめ野小学校及び月寒中学校・あやめ野中学校の通学区域変更について」ご説明いたします。

本議案は、先ほどの議案と同様に学校規模適正化の取組に伴うものとなっており、本年6月26日の第11回教育委員会会議にてその方針につきご審議いただいております。

取組の概要につきまして、添付資料の1ページをご覧ください。上段に小学校3校、下段に中学校2校の概要をそれぞれお示ししております。上段左の「あやめ野小学校」につきまして、各学年1学級、全6学級となっており小規模化が顕著となっております。

1枚おめくりいただき、2ページに教育委員会から提示した学校規模適正化の取組案をお示ししております。小規模化したあやめ野小学校を月寒小学校及び月寒東小学校へ再編するという内容となっております。

3ページをご覧ください。藤野地区とほぼ同様の経過により、令和5年2月、地域や保護者の代表者、学校長により構成される「月寒・東月寒地区学校配置検討委員会」を設置し、約2年間の協議の結果、令和7年6月に検討委員会としての考えをまとめた意見書を教育委員会に提出いただきました。同年7月には3つの小学校を会場に住民説明会を行い、取組内容について周知したところでございます。

この意見書では、あやめ野小学校を月寒小学校・月寒東小学校へ再編するべきとしつ

つ、月寒小学校とあやめ野小学校、月寒中学校とあやめ野中学校の通学区域の変更については、月寒東小学校の増築による学校施設の整備に先立って、変更することを望む、とされております。この趣旨に基づき、令和8年4月に一部地域の通学区域の変更を先行して行うべく、ご審議をいただくものであり、この点が先ほどの藤野地区の議案と大きく異なる点となります。

なお、あやめ野小学校・月寒東小学校の再編校の開校に関わる通学区域の設定については、別途改めてお諮りする予定でございます。

4ページをご覧ください。通学区域の変更案についてでございます。この図面は、月寒小学校とあやめ野小学校の現在の通学区域を示しております。

1枚おめくりいただき、5ページに通学区域変更案をお示ししております。現在あやめ野小学校の通学区域の一部である赤枠で囲った地域を、月寒小学校の通学区域へ変更するものでございます。

対象地域の南側に接している道路は交通量の多い「水源池通」となっております。なお、通学区域の変更を行うことで、多くの児童の通学距離が短くなる見込みでございます。

続いて6ページをご覧ください。この図面は、月寒中学校とあやめ野中学校の現在の通学区域をお示ししております。また、次のページには、通学区域の変更案をお示しております。

小学校の変更対象地域と同じ赤枠で囲った地域を、現在のあやめ野中学校から月寒中学校へ変更いたします。こちらにつきましても、通学区域の変更により、多くの生徒の通学距離が短縮されることとなります。

今回ご審議いただく直接の内容ではございませんが、今般の通学区域の変更を行うにあたりまして、あやめ野小学校・あやめ野中学校の在校生の教育の連続性に配慮するため、通学区域の変更に合わせて、同じ地域を「指定変更区域」とし、月寒小学校とあやめ野小学校、月寒中学校とあやめ野中学校のどちらの学校も選択できるようにしたいと考えております。

お手元の資料では、小学校は5ページの下段右下、中学校は7ページの下段右下に、それぞれ指定変更区域について記載しております。

なお、中学校の指定変更区域の設定に際しまして、選択を可能とするのは「あやめ野小学校の卒業生」としており、将来、あやめ野小学校が再編され、さらにはあやめ野小学校を卒業した生徒が中学校を卒業するタイミングで、この指定変更区域の設定も解除となります。

7ページの次に、参考資料1といたしまして、対象区域内から、あやめ野小学校、あやめ野中学校に通学する児童生徒数をお示ししております。対象となる児童生徒は比較的少数となっていることがご覧いただけるかと思えます。

議案本書にお戻りください。先にご説明差し上げましたとおり、通学区域の設定の実施日につきましては令和8年4月1日といたします。

また、通学区域の設定に係る告示につきましては、本議案の可決後に、速やかに行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○山根教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

**○山根教育長** それでは、議案第2-2号については、提案どおり決定されました。  
続きまして、議案第2-3号について事務局から説明をお願いいたします。

**○学校支援担当部長** 議案第2-3号の「厚別南・青葉地区新設義務教育学校の通学区域の設定について」ご説明いたします。

本議案は、現在の新札幌わかば小学校及び青葉中学校を廃止のうえ、令和11年4月に開校予定の厚別南・青葉地区新設義務教育学校の通学区域を設定するものでございます。

厚別南・青葉地区新設義務教育学校の設置等に係る学校設置条例の改正については、本年11月18日開催の第18回教育委員会会議においてご審議いただき、先週閉会した本年第4回定例市議会において可決されたところです。

それでは、添付資料の1ページをご覧ください。厚別南・青葉地区新設義務教育学校開校までの検討経緯をお示ししております。現在の新札幌わかば小学校は、上野幌小学校と青葉小学校を再編し、令和2年度に開校しております。

その前段、平成29年度の時点で、地域からの意見として「施設一体型の小中一貫校を希望する」旨が示されており、これまで地域、保護者の皆さまと協議を行いながら今日に至っております。

続いて2ページをご覧ください。こちらは、現在の新札幌わかば小学校及び青葉中学校の位置と通学区域です。

両校は、厚別区の厚別南地区・青葉地区に位置し、青葉中学校の通学区域については、新札幌わかば小学校の通学区域全域のほか、共栄小学校の通学区域の一部を含むことがご覧いただけるかと思えます。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、厚別南・青葉地区新設義務教育学校の位置及び通学区域の案となります。

この案につきましては、令和7年9月4日付で「札幌市立小学校等通学区域審議会」に諮問し、その答申に基づくものでございます。小学校段階に相当する前期課程は、現在の新札幌わかば小学校の通学区域と同様に設定し、中学校段階に相当する後期課程も現在の青葉中学校の通学区域と同様とする考えでございます。

なお、今回ご審議いただく直接の内容ではございませんが、現状の中学校の通学区域については、資料右下の緑色で塗りつぶした部分を、指定校である青葉中学校のほかに厚別南中学校も選択可能な「指定変更区域」に設定しており、義務教育学校開校後も維持する考えでございます。

また、義務教育学校としての一貫した学びの観点や、地域からの要望も踏まえ、現在の共栄小学校の通学区域の一部、中学校と同じく緑色で塗りつぶした地域について、新設義務教育学校前期課程への入学も選択可能とする指定変更区域に設定することを予定しております。

議案本書にお戻りください。通学区域の設定の実施日につきましては、新設義務教育学校の開校に合わせて令和11年4月1日といたします。

また、通学区域の設定に係る告示につきましては、正式な学校名の決定後、直近で招集される市議会において当該名称変更に係る条例案が可決された後に、速やかに行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○山根教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2－3号については、提案どおり決定されました。  
続きまして、議案第3号について事務局から説明をお願いいたします。

◎議案第3号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして、議案第3号について事務局から説明をお願いいたします。

○労務担当部長 労務担当部長の井上でございます。それでは、議案第3号「札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案について」ご説明いたします。

本件は、法改正、条例改正に伴う一連の事務的な改正に係る内容のご説明でございます。お手元の議案第3号資料中、「概要」とインデックスのついたページをご覧ください。

まず、改正の背景についてでございます。このたび、国において教育公務員特例法が改正され、義務教育等教員特別手当において、新たに、学級担任への加算、いわゆる学級担任手当を実施することになり、一方で、複数の学年の児童生徒で構成される学級、いわゆる複式学級ですが、その担任の教員へ支給する多学年学級担当手当が廃止されることとなりました。

このため、国の改正に準じまして、札幌市立学校教育職員の給与に関する条例におきましても、新たに校務類型として学級担任であるかどうかを規定するようにするとともに、札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例に定めておりました多学年学級担当手当を廃止する条例案を、12月10日に閉会いたしました令和7年第4回定例市議会に上程し、可決されたところで。

これらに伴いまして、多学年学級担当手当に関して必要な事項を定めている本規則第2条の規定を削除することとし、規則第3条から第8条までを1条ずつ繰り上げ、特殊勤務手当条例を引用する部分に生じた条項ずれについて所要の規定整備を行うものです。

なお、本市におきましては、それまで唯一複式学級がございました定山溪小学校が、令和7年度の今年度から義務教育学校に変わっておりますが、加配等で教員等を配置できたこともありまして、複式学級が存在しなくなっておりますことから、この多学年学級担当手当の支給対象者は現段階ではおりませんので、念のため申し添えます。

最後に、施行期日についてですが、本規則案については、改正条例の規定の施行の日に合わせて、令和8年1月1日を施行日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定されました。

議案第4号から第7号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開